

# ハローワーク 京都だより

平成28年

1月

No.190 (通巻224号)  
昭和51年6月創刊

## 労働市場ニュース



南丹市「京都イルミエール」

も  
く  
じ

新年のご挨拶	1
平成28年3月新規学校卒業予定者の就職内定状況	2
若年雇用促進法に基づく新たな認定制度が始まります！	3
京都北部若者応援宣言企業面接会のお知らせ	4
京都若者応援宣言企業「就職先発見！就職面接会」のお知らせ	5
平成27年障害者の雇用状況について	6
平成27年度第2回障害者就職面接会のご案内	7
平成27年高年齢者の雇用状況について	8
雇用保険の被保険者となる外国人雇用状況届出の様式が変わります	9・10
派遣労働者セミナーを開催します	11
平成27年度ジョブ・カード制度普及推進フェアのお知らせ	11
ジョブ・カードが新しくなりました！	12
京都府の最低賃金一覧表	13
アビリンピック京都大会(障害者技能競技大会)のご案内	14
京都府の雇用失業情勢	15



厚生労働省  
京都労働局・ハローワーク

京都労働局 HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



# 新年のご挨拶

京都労働局長 井内 雅明

新年 明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに平成28年の新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

本年も引き続き、労働行政の運営に格別のご理解とご協力をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

さて、京都府内の雇用失業情勢は、有効求人倍率が平成26年4月以降連続で1倍を超え、昨年9月には1.24倍にまで上昇するなど、一部に厳しさがみられるものの引き続き改善が進んでいるところです。

一方、こうした労働力需要の高まりや労働力人口の減少が顕在化することにより、業種・地域を問わず人手不足が一層深刻化しており、必要な人材が確保できないことから、長時間労働による労働者負担の増大や企業の経済活動の停滞を招くことが危惧されます。

このため、女性や若者、高年齢者、障害者などあらゆる層の労働市場への参画と活躍を推進する観点から、総合的な人材育成、人材確保のための対策を講じることが非常に重要となってきています。

また、京都府においては、非正規労働者の割合が全国的にも高く、その中には望んでも正社員になれず、やむを得ず非正規として、不安定な就労環境で、生活不安を抱えながら働く方が多数居られます。

京都労働局としては、多様な正社員制度等の活用による非正規労働者の正社員転換を促進するため、「正社員転換・待遇改善キャンペーン」を展開しているほか、長時間労働の削減、育児と仕事との両立支援、女性の職域の拡大、さらに希望者全員が65歳以上まで働くことができる制度の導入推進などに取り組むことで、人手不足の解消や労働生産性の向上を図り、働く人すべてが安心、安全、安定して働くことができる職場環境の確保を目指してまいりたいと考えておりますので、皆様のお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

# 平成28年3月新規学校卒業予定者の 就職内定状況

高校・大学(短期大学を含む)とも就職内定率は昨年度を上回っておりますが、  
現在も多くの生徒・学生が就職活動を行っています。

## 【高校】

(11月30日現在)

	求人数 (人)	求職者数 (人)	就職内定者数 (人)	求人倍率 (倍)	就職内定率 (%)
平成28年3月卒	4,575	1,787	1,369	2.56	76.6
平成27年3月卒	4,161	1,849	1,408	2.25	76.1
平成26年3月卒	3,234	1,758	1,258	1.84	71.6
平成25年3月卒	2,780	1,823	1,304	1.52	71.5

※対象は、学校や公共職業安定所からの職業紹介を希望した生徒です。

※115校からの報告により集計

## 【大学・短期大学】

(12月1日現在)

	就職希望者数 (人)	就職内定者数 (人)	就職内定率 (%)
平成28年3月卒	27,646	20,308	73.5
平成27年3月卒	26,506	18,756	70.8
平成26年3月卒	25,958	17,470	67.3
平成25年3月卒	26,491	16,239	61.3

※42校からの報告により集計

お問い合わせ先：京都労働局職業安定課 ☎ 075-241-3268



# 若者雇用促進法に基づく 新たな認定制度が始まります！

## Q 認定を受けると、どんなメリットがありますか？

**A** 認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワーク等で 重点的 P R の実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的に P R することで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」*等にも企業情報を掲載しますので、御社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品、広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援 する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成措置を活用する際、一定額が加算されます。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金



※ポータルサイトのURL : <http://www.wakamono-saiyou-ikusei.go.jp/search/service/top.action>

## Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

**A** 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。裏面の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

**<認定基準>** 認定基準を全て満たす中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)であれば、認定企業となることができます。

1	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した者の離職率が20%以下 ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下または週労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下 ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上 ・直近3事業年度において、男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上
4	右の雇用情報項目について公表していること ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数・男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の年平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)
5	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
6	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
7	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
8	重大な労働関係法令違反を行っていないこと等

# 京都北部

参加  
無料

予約  
不要

履歴書  
不要

## 若者応援宣言企業面接会

平成28年

2月15日(月)

13:30~15:30  
(受付13:00~)

参加企業は積極的に  
若者を採用・育成  
します!!

参加企業50社程度  
京都府北部地域の  
正社員募集中の企業が参加  
\*参加企業は1月中旬確定します

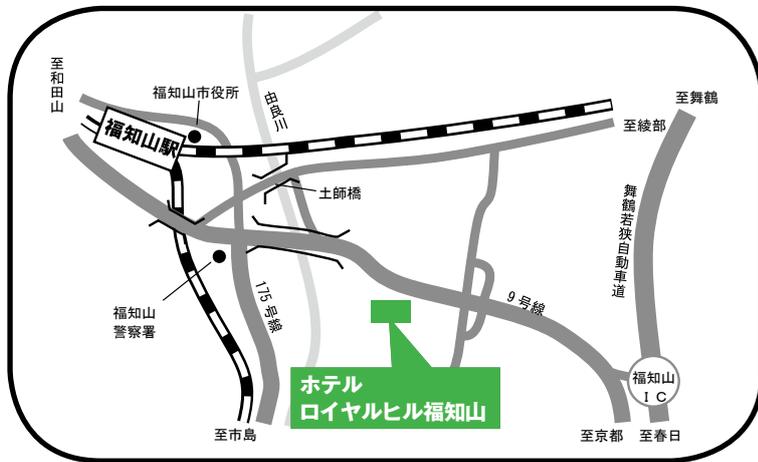
ホテルロイヤルヒル福知山&スパ2F  
福知山市字土師小字澤居山176番地 TEL. 0773-27-5000

### 参加対象の方

- ① 35歳未満の方(求人ごとに募集年齢あり)
- ② 平成28年3月卒業(予定)の大学、短大、各種学校等の学生

当日会場内には、  
ハローワーク及び  
北京都ジョブパークの  
相談コーナーもあります  
ので、ご利用ください。

面接会では、参加企業ごとにブースを設置、企業概要・  
求人内容の説明及び面接を受けることができます。



### お願い

- 会場駐車場は大変混雑致します。  
シャトルバス(福知山駅南口発車)  
をご利用ください。

福知山駅 ↔ 会場 (ホテルロイヤルヒル福知山) シャトルバス時刻表	
福知山駅発	会場発
12:30	/
13:00	
14:30	
	14:45
	15:45

主催: 京都労働局、ハローワーク(福知山・綾部・舞鶴・峰山・宮津)  
共催: 北京都ジョブパーク

### お問い合わせ

ハローワーク福知山	福知山市東羽合町 37	TEL: 0773-23-8609
ハローワーク綾部	綾部市宮代町宮ノ下 23	TEL: 0773-42-8609
ハローワーク舞鶴	舞鶴市字西小字西町 107-4	TEL: 0773-75-8609
ハローワーク峰山	京丹後市峰山町杉谷 147-13	TEL: 0772-62-8609
ハローワーク宮津	宮津市字中ノ丁 2534 宮津地方合同庁舎	TEL: 0772-22-8609

卒業式までに就職を決めたい！  
正社員で転職したい！

参加  
無料

京都の

# 若者応援 宣言企業 30社が集結

## 若者応援宣言企業 とは？

一定の労務管理の体制が整備されており、若者(35歳未満)のための求人を出し、若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する企業のことです。

詳しくはこちらをチェック

京都労働局 若者応援

POINT1 2月末日までに採否を決める求人企業多数!

POINT2 4月1日入社 of 求人企業多数!

## 就職先発見! 就職面接会

平成28年 **2月4日(木)**  
13:00~16:00 受付12:30~

応募書類不要

入退場自由

対象者

平成28年3月  
大学等卒業予定者  
15歳以上で概ね34歳以下  
の若年求職者

WEBで参加予約受付中!

当日のご来場も可能です

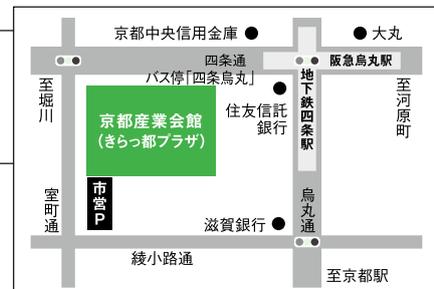
<http://www.opc-info.com/>

就職先発見!

参加企業については1月20日(水)公開予定

会場

**京都産業会館 4階** 京都市下京区四条通室町東入  
函谷鋒町 80番地  
市営地下鉄烏丸線「四条駅」下車 / 阪急京都線「烏丸駅」下車、  
徒歩約2分「26番出口」よりB 1階入口直結



主催: 京都労働局

新卒応援ハローワーク・ハローワーク

新卒者等就職・採用応援本部

共催: 地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業  
(オムロン パーソナル株式会社受託)

協力: 京都府

お問い合わせ先: 各ハローワークまで

# 平成 27 年 京都府内の障害者雇用状況について

京都労働局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、身体障害者、知的障害者の雇用義務がある事業主等から、平成 27 年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況報告を求め、これを取りまとめました。

その概要は以下のとおりです。

## 1 民間企業の障害者の雇用状況

障害者雇用率は 1.97%

法定雇用率 2.0%が適用される常用労働者数 50 人以上規模の報告企業数は、1,680 社（前年 1,630 社）となった。

実雇用率は、1.97%（前年 1.95%）で前年より 0.02 ポイント上昇した。

法定雇用率達成企業の割合は 49.7%（前年 47.4%）で、2.3 ポイント上昇した。また、法定雇用率を達成している企業数は 835 社（前年 773 社）となった。

雇用されている障害者数は、7,770 人（前年 7,442 人）で過去最高を更新。内訳は、身体障害者が 5,637 人（前年 5,516 人）、知的障害者が 1,664.5 人（前年 1,554.5 人）、精神障害者が 468.5 人（前年 371.5 人）となっている。

## 2 地方公共団体の障害者雇用状況

京都府の機関（京都府教育委員会を除く）は法定雇用率を達成

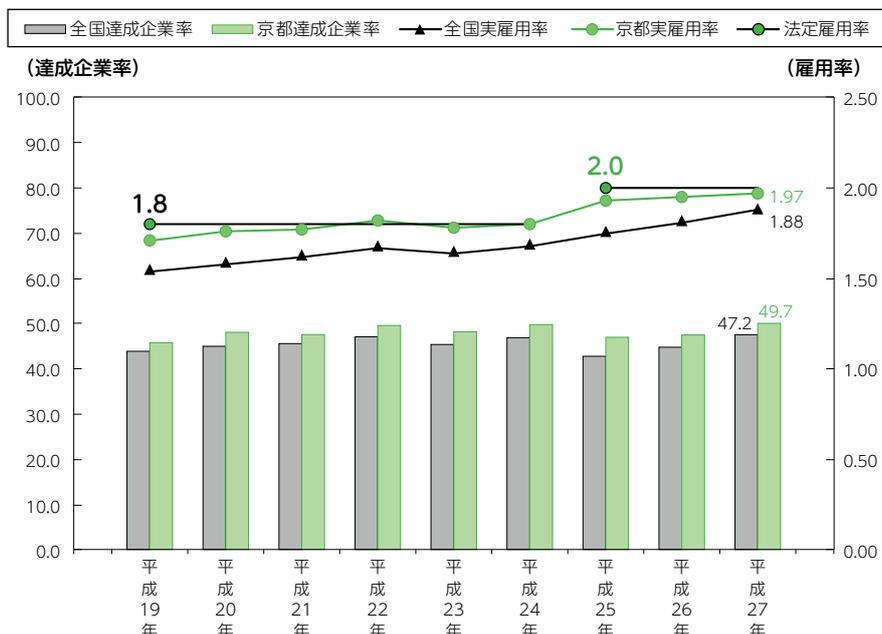
法定雇用率 2.3%が適用される京都府の機関（京都府教育委員会を除く。）の実雇用率は 2.74%（前年 2.70%）となった。

法定雇用率 2.2%が適用される京都府教育委員会の実雇用率は 2.09%となった。

市町村等の実雇用率は 2.31%

市町村等の機関の実雇用率は 2.31%（前年 2.26%）となった。

### 一般の民間企業における障害者実雇用率及び雇用率達成企業割合



# 平成 27 年度第 2 回障害者就職面接会



主 催 京都労働局・ハローワーク・京都障害者職業相談室  
京都府・京都障害者職業センター

日 時 平成 28 年 2 月 12 日 (金)

応募者受付開始	11 : 00 ~
企業受付開始	11 : 30 ~
面接開始	12 : 00 ~
面接受付終了	15 : 00
面接会終了	17 : 00

※事業所の面接受付状況により、随時、受付を終了する場合があります。

開催規模 求人企業 約 60 社 参加求職者 400 名程度

会 場 国立京都国際会館「イベントホール」

京都市左京区宝ヶ池

- 地下鉄烏丸線「国際会館」駅から徒歩約 5 分  
地下鉄烏丸線「国際会館」駅の改札から地下通路を通り  
**出入口 4 - 2** をご利用ください。

## お問い合わせ先

ハローワーク西陣	TEL 075-451-8609
園部出張所	TEL 0771-62-0246
ハローワーク京都七条	TEL 075-341-8609
京都障害者職業相談室	TEL 075-341-2626
ハローワーク伏見	TEL 075-602-8609
ハローワーク宇治	TEL 0774-20-8609
ハローワーク田辺	TEL 0774-65-8609
木津出張所	TEL 0774-73-8609

# 平成27年 京都府内の高年齢者の雇用状況について

京都労働局では、高年齢者の雇用状況について「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、平成27年6月1日現在の報告を求め、常用労働者数31人以上規模の企業2,805社の状況を集計しました。

概要は以下のとおりです

## 1 「高年齢者雇用確保措置」の実施状況

高年齢者を65歳以上まで雇用するための雇用確保措置を実施している企業の割合は、99.2%（2,782社）となっています。平成25年4月施行の改正法の影響により、25年は24年に比べ一時的に減少しましたが、その後対応が進み、99%を超えるところまで進みました。なお、全国の実施企業の割合も99.2%となっています。

企業の規模別にみると、301人以上規模の企業で100%、51～300人規模の企業で99.4%、31～50人規模の企業で98.6%となっています。

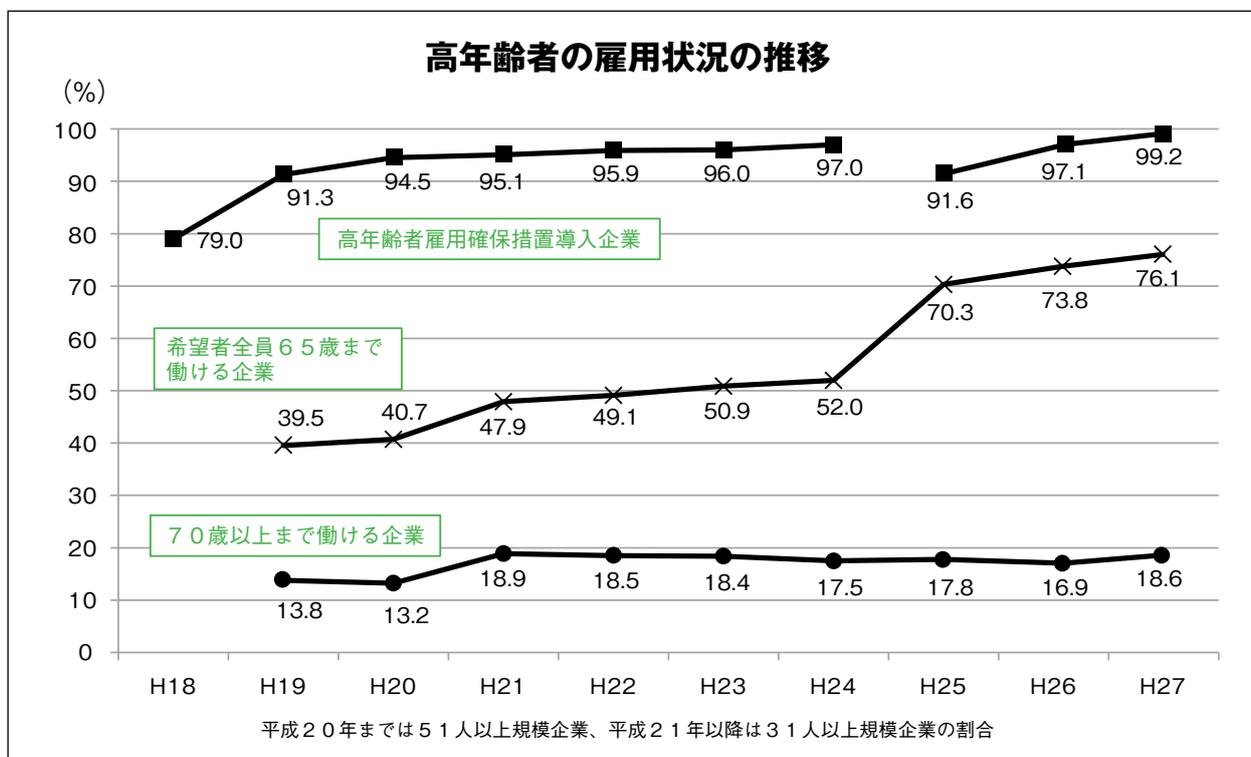
## 2 「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の割合

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は、76.1%（2,136社）で、全国平均を上回っています。

企業の規模別にみると、301人以上規模の企業で58.2%、51～300人規模の企業で73.9%、31～50人規模の企業で85.1%となっています。

## 3 「70歳以上まで働ける企業」の割合

70歳以上まで働ける企業の割合は、18.6%（522社）となっています。



お問い合わせ先：京都労働局職業対策課 ☎ 075-275-5424

# 平成28年1月から 雇用保険の被保険者となる 外国人雇用状況届出の様式が変わります

「雇用保険被保険者資格取得届」と「雇用保険被保険者資格喪失届」の様式変更<sup>※</sup>に伴い、平成28年1月から、被保険者である外国人についての届出にローマ字表記での氏名の記載が必要となります。

併せて、外国人雇用状況届出欄も以下のとおり変更します。

雇用対策法（平成19年10月1日施行）に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

なお、特別永住者の方など、外国人雇用状況届出の対象外となっている方については、記載不要です。

※雇用保険の被保険者でない「外国人雇用状況届出」については、今までどおり「外国人雇用状況届出書（様式第3号）」となります。

## <新しい「雇用保険被保険者資格取得届」の様式（様式第2号）>

- ◆17～22欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することによって、雇用対策法第28条に規定する外国人雇用状況の雇入れの届出を行ったこととなります。
- ◆ただし、以下の場合は記入不要です。  
※外国人雇用状況届出の対象外となっている方（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方）  
※「電子届出」や「様式第3号」によって届出済みの方
- ◆届出内容に変更があった場合は、外国人雇用状況届出担当窓口にご相談ください。  
例：事業所の移転、統合、廃止/在留資格の変更/被保険者の転勤など

「17.被保険者氏名(ローマ字)」欄は、届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄は、すでに電子届出により届出済みの場合、「雇用状況届出書(様式第3号)」によって届出済みの場合、または在留資格変更申請中の場合に記入してください。  
・電子届出によって届出済  
・様式第3号によって届出済  
・在留資格変更申請中

「19.在留資格」欄は、在留カードの「在留資格」または旅券(パスポート)の上陸許可証印に記載されたおりの内容を記入してください。  
在留資格が「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- 特定活動(EPA)
- 特定活動(高度学術研究活動)
- 特定活動(高度専門・技術活動)
- 特定活動(高度経営・管理活動)
- 特定活動(高度人材の就労配偶者)
- 特定活動(建設分野)
- 特定活動(造船分野)
- 特定活動(外国人調理師)
- 特定活動(ハラル牛肉生産)
- 特定活動(その他)

## <届出に当たっての注意事項>

届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。（雇用保険被保険者資格取得届を届け出るハローワークと同様です）
届出方法	雇用保険被保険者資格取得届の提出期限と同様です。

(次頁へ)

# <新しい「雇用保険被保険者 資格喪失届・氏名変更届」の様式（様式第4号）>

## 表面

様式第4号（第1面） 雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

※ 帳票種別 1 3 1 0 2: 氏名変更届 3: 資格喪失届

1. 被保険者番号 2. 事業所番号 3. 資格取得年月日

4. 離職年月日 5. 喪失原因 6. 離職以外の理由 7. 1週間の所定労働時間 8. 補充採用予定の有無

9. 新氏名 フリガナ(カタカナ)

10. 個人番号

11. 喪失時被保険者種別 12. 国籍・地域コード 13. 在留資格コード

住所欄

被保険者の住所又は居所

被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

住 所

記名押印又は署名

事業主 氏 名

印

電話番号

公共職業安定所長 殿

※

所長	次長	課長	係長	係	操作者	社会保険労務士記載欄	作成年月日・届出印・事務代理者の署名	氏 名	電話番号
----	----	----	----	---	-----	------------	--------------------	-----	------

◆表面の「住所（被保険者の住所又は居所）」欄の他、裏面の14～18欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することによって、雇用対策法第28条に規定する外国人雇用状況の離職の届出を行ったこととなります。

◆ただし、以下の場合は記入不要です。  
 ※外国人雇用状況届出の対象外となっている方(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方)  
 ※「電子届出」や「様式第3号」によって届出済みの方

## 裏面

14～18欄

雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届

14欄から18欄は、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

※ 帳票種別 1 3 1 0 4: 氏名変更届 5: 資格喪失届

14. 被保険者氏名(ローマ字)または新氏名(ローマ字)(アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名(ローマ字)または新氏名(ローマ字)(続き)

15. 在留期間 16. 派遣・請負就労区分 17. 国籍・地域 18. 在留資格

1. □□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学式文字認識装置(OCR)で直接採取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。

「14.被保険者氏名(ローマ字)」欄は、届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄は、すでに電子届出によって届出済みの場合、在留資格変更申請中の場合に記入してください。  
 ・電子届出によって届出済  
 ・在留資格変更申請中

「18.在留資格」欄は、在留カードの「在留資格」または旅券(パスポート)の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。  
 在留資格が「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- 特定活動(EPA)
- 特定活動(高度学術研究活動)
- 特定活動(高度専門・技術活動)
- 特定活動(高度経営・管理活動)
- 特定活動(高度人材の就労配偶者)
- 特定活動(建設分野)
- 特定活動(造船分野)
- 特定活動(外国人調理師)
- 特定活動(ハラル牛肉生産)
- 特定活動(その他)

## <届出に当たっての注意事項>

届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク(公共職業安定所)に届けてください。(雇用保険被保険者資格喪失届を届け出るハローワークと同様です)
届出方法	雇用保険被保険者資格喪失届の提出期限と同様です。

# 外国人雇用はルールを守って適正に

不明な点は、お早めに事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください

お問い合わせ先：各ハローワークまで

## 派遣労働者セミナーを開催します

労働者派遣で働いている方、労働者派遣で働こうと考えている方を対象に、派遣労働に当たっての知識・仕組み(労働者派遣制度、労働基準法令、労働・社会保険の適用等)、求人票の見方などに関するセミナーを開催します。

- ◆ **日時等**

第1回	平成28年 1月 21日(木)	午後2時～3時30分	京都労働局
第2回	平成28年 1月 22日(金)	午後2時～3時30分	福知山公共職業安定所
第3回	平成28年 1月 23日(土)	午前10時30分～12時	ハローワーク西陣烏丸御池プラザ
第4回	平成28年 1月 23日(土)	午後2時～3時30分	ハローワーク西陣烏丸御池プラザ
第5回	平成28年 1月 27日(水)	午後2時～3時30分	京都労働局
第6回	平成28年 2月 2日(火)	午後2時～3時30分	京都労働局
第7回	平成28年 2月 9日(火)	午前10時30分～12時	京都労働局
第8回	平成28年 2月 19日(金)	午前10時30分～12時	京都労働局
第9回	平成28年 2月 22日(月)	午後2時～3時30分	京都労働局
第10回	平成28年 3月 4日(金)	午後2時～3時30分	京都労働局

- ◆ **場所**

第1回・第5回～第10回は、**京都労働局 6階「会議室1」又は「会議室2」**  
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町4 5 1  
(京都市営地下鉄烏丸線「烏丸御池」下車 2番出口徒歩3分)

第2回は、**福知山公共職業安定所 2階会議室**  
福知山市東羽合町3 7 (JR福知山駅下車 徒歩5分)

第3回・第4回は、**ハローワーク西陣烏丸御池プラザ セミナー室**  
京都市中京区烏丸御池上ル二条殿町5 5 2 明治安田生命京都ビル 1階  
(京都市営地下鉄烏丸線「烏丸御池」下車 2番出口)

- ◆ **内容** ① 労働者派遣制度について ② 派遣労働者として働くときに気をつけること  
③ 質疑・相談

- ◆ **対象者** 京都府内にお住まいの方で、  
① 労働者派遣で働いている方 ② 労働者派遣で働こうと考えている方  
③ 労働者派遣制度等について知りたい方

- ◆ **申込み** ご希望の方は開催日の1週間前までに、お電話にて下記まで申込みください。  
各回の定員は24名です。(先着順) 受講料は無料です。

お問い合わせ・申込み先：京都労働局需給調整事業課 ☎075-241-3225

## 平成27年度『ジョブ・カード制度』普及推進フェア

**日時** 平成28年2月22日(月) 午後1時30分～3時30分

**場所** からすま京都ホテル 3階「瑞雲の間」  
京都市下京区烏丸通四条下る

**講演** ① **活用企業の事例発表**  
「社員を惹きつける企業づくり」 株式会社竹定商店 営業部長 井上 定治 氏

② **中小企業の人材育成法**  
「小川珈琲における人材育成」 小川珈琲株式会社 総務人事部 部長 原田英美子 氏

**主催** 京都商工会議所京都府地域ジョブ・カードセンター(京都商工会議所ビル 地階)

※参加のお問い合わせは上記ジョブ・カードセンターへ  
お願いいたします。

電話 **075-257-0020**



企業の皆さまへ

# ジョブ・カードが 新しくなりました!



ジョブ・カード君

ジョブ・カードは平成27年10月1日から新しい様式に変わり、作成しやすくなりました。新しい様式は**ジョブ・カード制度総合サイト**からダウンロードできます。

※既に作成したジョブ・カードはこれまでと同様に活用できます。また、旧様式も当面使用することができます。

## 新しいジョブ・カードの特徴

新しいジョブ・カードは「生涯を通じたキャリア・プランニング」や「職業能力証明」に活用できるツールです。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職などを促進するため、労働市場のインフラとして、キャリアコンサルティングなどの個人への相談支援をはじめ、就職活動、職業能力開発などの各場面で活用できます。

## 企業がジョブ・カードを活用するメリット

### ① 求人時の活用 1

求人の際に履歴書の追加資料などとして活用することにより、履歴書だけでは分かりにくい応募者の職業能力に関する情報を、決められた様式で得ることができます。

※応募書類として活用されるジョブ・カードの情報は労働者本人の意思により提出されるものです。本人の意思に反して提出を求めることはできません。

### ② 求人時の活用 2

雇用型訓練（企業が訓練生を雇用して行う実践的な職業訓練）の際に活用することにより、訓練成果を業界共通の「ものさし」で評価できます。

また、一定の要件を満たす場合には、国からの助成金を受けられます。

### ③ 在職労働者の職業能力の評価における活用

在職労働者の実務成果、職業能力を評価する際に活用することで、在職労働者のキャリア形成の促進、職業能力の見える化の促進を図ることができます。また、一定の要件を満たす場合には、国からの助成金を受けられます。

### ④ 在職労働者へのキャリアコンサルティングなどでの活用

在職労働者の職業能力開発の促進のため、事業主によるキャリアコンサルティングや職業訓練などを行う際に活用することで、訓練の必要性が明確になるなど、これらの取組みが一層効果的なものとなります。また、一定の要件を満たす場合には、国からの助成金を受けられます。

### ⑤ 「求職活動支援書」の作成における活用

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく「求職活動支援書」（任意様式）の作成を行う場合に、ジョブ・カードの情報を活用することができます。

## ジョブ・カードの様式など、詳しくはこちら

ジョブ・カード制度総合サイト <http://jobcard.mhlw.go.jp>

ジョブ・カードセンター、サポートセンターでは雇用型訓練の支援なども行っています。



# 京都府の最低賃金一覧表



最低賃金制度の  
マスコット  
チェックマン

京都府最低賃金	時間額 (発効日)	<b>必ずチェック最低賃金！</b> <b>使用者も、労働者も。</b> ※京都府最低賃金は、京都府内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイト等を含む）と労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。
	<b>807円</b> (平成27年10月7日発効)	

次の特定（産業別）最低賃金は、当該産業（日本標準産業分類による）の「基幹的労働者」に適用されます。

特定（産業別）最低賃金の件名	産業分類	時間額 (発効日)	適用除外の労働者（京都府最低賃金が適用されず。）
<b>金属製品製造業</b> 金属成形製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（粉末冶金製品製造業を除く）	E240 E245 (E2453を除く) E248 L7282（一部）	<b>868円</b> (平成27年12月26日発効)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
<b>はん用・生産用・業務用機械器具製造業</b> ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、繊維機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（建設用クレーン製造業に限る）	E250 E252 E253 E2596 E260 E2621（一部） E263 E264 E265 E266 E267 E2693 E2699 E270 E271 E272 L7282（一部）	<b>822円</b> (平成20年12月21日発効)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
<b>電気機械器具製造業</b> 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E28 E29 E30 L7282（一部）	<b>867円</b> (平成27年12月26日発効)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
<b>輸送用機械器具製造業</b> 輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 ※輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く 建設機械・鉱山機械製造業は建設用ショベルトラック製造業に限る	E310 E311 E312 E313 E314 E315 E319 (E3191を除く) E2621（一部） L7282（一部）	<b>873円</b> (平成27年12月26日発効)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
<b>各種商品小売業</b> ※衣食住にわたる商品を一括して一事業場で小売りする事業所	I56 L7282（一部）	<b>818円</b> (平成27年12月26日発効)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
<b>自動車（新車）小売業</b> ※自動車（新車）小売業のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラー	I590 I5911（一部） L7282（一部）	<b>809円</b> (平成27年12月26日発効)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。 ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務 ・受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務
<b>印刷業</b>	E150 E151 L7282（一部）	<b>807円</b>	京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低賃金時間額807円が適用されます。
<b>自動車小売業</b> ※中古車、自動車部分品・附属品小売業を含む	I590 I591 (I5914を除く) L7282（一部）	時間額については、京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低賃金時間額807円が適用されます。 ただし、日給制の労働者については、自動車小売業最低賃金の日額5,926円の適用もあります。	

- 発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- 支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。

スマホ、携帯でも最低賃金を  
チェックできます！



お問い合わせ先：京都労働局賃金室 ☎ 075-241-3215 FAX075-241-3222 又は 最寄りの労働基準監督署へ

働いている障害のある方の高い技能や支援学校等の生徒の訓練成果を是非ご覧ください。  
入場無料。見学お待ちしております！



# 第13回アビリンピック 京都大会(障害者技能競技大会)

平成28年1月30日(土)9時30分～15時45分

場所:京都府立京都高等技術専門校、京都府立京都障害者高等技術専門校  
(京都市伏見区竹田流池町121-3)



## 日程

開会式 9時30分～10時00分  
各競技 10時30分～14時00分 ※  
閉会式 14時45分～15時45分

※各競技時間

- |            |               |
|------------|---------------|
| ①DTP       | 10時30分～12時45分 |
| ②ワードプロセッサ  | 10時10分～12時00分 |
| ③データベース    | 10時20分～12時15分 |
| ④ホームページ作成  | 10時30分～13時00分 |
| ⑤ビルクリーニング  | 10時30分～14時00分 |
| ⑥喫茶サービス    | 10時00分～13時40分 |
| ⑦パソコンデータ入力 | 10時30分～12時00分 |
| ⑧縫製        | 10時30分～14時00分 |
| ⑨紙箱組立(貼り箱) | 10時25分～13時10分 |
| ⑩販売実務      | 10時20分～12時20分 |
| ⑪パソコン操作    | 10時30分～12時30分 |

## 企業様向け 障害者雇用セミナー

障害者雇用を検討されている企業の皆さまを対象とするセミナーを開催します。

日時: 1月30日(土) 10時00分～12時00分

場所: 京都府立京都高等技術専門校 2階 会議室1

定員: 30名

内容: ①障害者雇用についての講演  
(株)高島屋様 10時00分～10時45分  
②働く障害者の事例紹介(映像を交えて)  
解説 龍谷大学様 10時45分～12時00分

主催: 京都市・就労移行支援事業等ネットワーク形成促進事業事務局(京都市の委託事業)

共催: アビリンピック京都大会実行委員会

後援(予定): 京都労働局

申込・お問い合わせ: (社福)京都ライトハウス FS トモニ  
TEL075-462-4467(担当: 高橋・東)

主催: (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都支部、京都府

後援: 京都労働局・ハローワーク(公共職業安定所)、京都市、京都府教育委員会、京都市教育委員会、  
京都府高齢・障害者雇用支援協会、公益社団法人京都ビルメンテナンス協会

詳細はこちらをご覧ください。⇒ [http://www.jeed.or.jp/location/shibu/kyoto/26\\_ks\\_abilin.html](http://www.jeed.or.jp/location/shibu/kyoto/26_ks_abilin.html)

お問い合わせ先: 京都支部高齢・障害者業務課 ☎ 075-951-7481

## アビリンピックとは・・・

「アビリンピック」(ABILYMPICS)は、「アビリティ」(ABILITY・能力)と「オリンピック」(OLYMPICS)を合わせたものです。

障害のある方が、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、職業能力を高めていただくとともに、多くの府民や事業主の皆さまに障害者の技能に対する理解と認識を高めていただき、障害者の雇用促進と職業安定を図ることを目的とし本大会を開催します。

## ほっとはあと製品販売、ワークショップ

障害のある方が作られた製品(ほっとはあと製品)の販売やワークショップを開催します。多くの皆さまのご来場をお待ちしております。

### ●会場までのアクセス

京都市営地下鉄「くいな橋」下車1番出口正面

近鉄京都線「上烏羽口」下車徒歩7分



# 京都府の雇用失業情勢

～有効求人倍率は1.24倍で、3か月連続で同水準を維持～

● 平成27年11月内容 ●

平成27年12月25日  
京都労働局職業安定部

## 【雇用失業情勢の総括】

雇用保険被保険者数は、一部の産業で減少が続いているが、前年同月比で1.4%増と、前月の1.3%増から増加幅が拡大した。

有効求職者数(原数値)、雇用保険受給者数は減少している。

平成27年11月の有効求人倍率(季節調整値)は1.24倍で、前月と同水準となり、昭和49年1月の1.25倍以来、41年8か月ぶりとなった9月の高水準を維持した。

以上のことから、**京都府内の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいると判断する。**

## 【求人・求職の動向】

(1) 有効求人数(季節調整値)は、56,008人と前月に比べ0.4%減少するとともに、有効求職者数(同)も、45,113人と前月に比べ0.7%減少した。

(2) 有効求職者数(原数値)は、43,065人で前年同月比3.7%減少した。

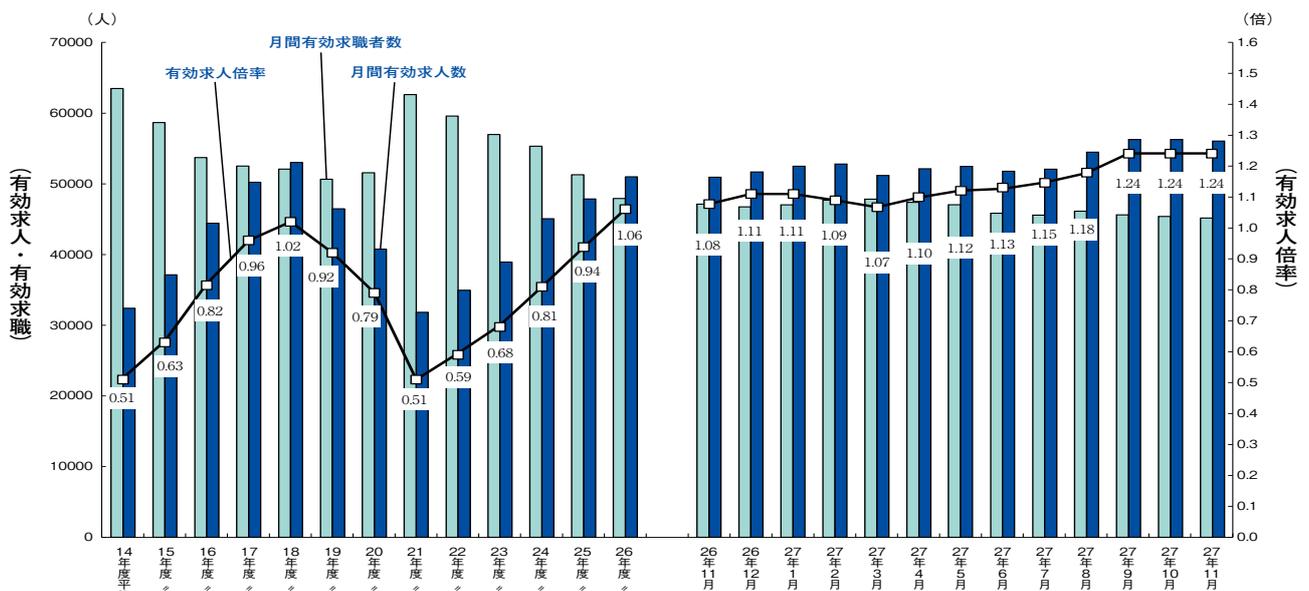
新規求職者数(原数値)は、8,253人で前年同月比1.7%減少した。内訳は、一般が5,471人で同3.8%減少したが、パートは2,782人で同2.8%増加した。新規常用求職者(パートを除く)の構成比をみると、在職者29.7%、離職者61.6%(うち事業主都合17.0%)、無業者8.8%となっている。なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比6.6%減少している。

(3) 有効求人数(原数値)は、57,425人で前年同月比10.9%増加した。

新規求人数(原数値)は、18,224人で前年同月比4.1%増加した。内訳は、一般が9,631人で同2.0%増加し、パートは8,593人で同6.5%増加した。主要産業別にみると、前年同月比で増加した産業は、建設業(7.1%増)、製造業(2.6%増)、卸売・小売業(8.1%増)、宿泊・飲食サービス業(10.0%増)、教育・学習支援業(20.7%増)、医療・福祉(10.1%増)となった。一方、減少した産業は、情報通信業(13.0%減)、学術研究、専門・技術サービス業(5.6%減)、サービス業〔他に分類されないもの〕(13.0%減)となった。

(4) 就職件数は、3,141件で前年同月比0.2%増加した。内訳は、一般が1,760件で同1.6%増加、パートは1,381件で同1.6%減少した。雇用保険受給者の就職件数は、832件で同4.5%増加した。

## 求人・求職・求人倍率の状況



注：月別の数値は季節調整値である。なお、平成26年12月以前の数値は、平成27年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。